

どさんこE V補助金特約プラン 契約約款

第1条 適用

どさんこE V補助金特約プラン 契約約款（以下「本約款」といいます。）は、当社とお客さまの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

なお、本約款にもとづく契約は、当社の電力需給約款（以下「電力約款」といいます。）ならびに電気料金種別定義書（以下「定義書」といいます。）にもとづく需給契約に付帯するものといたします。

第2条 対象となるお客さま

本約款は、当社電力約款と定義書に定める要件を満たし、かつ次の全ての要件に対し、当社との協議が整ったお客様を対象といたします。

- (1) 本特約適用期間は本特約適用開始日より4年間の継続での利用とします。
- (2) 特約期間終了後は自動的に特約設定を解除し、通常の再エネメニュープランでの料金計算といたします。
- (3) ご請求額のお支払につきましては、クレジットカード支払いまたは口座振替のみといたします。
- (4) ご請求額の通知方法はWEB明細でのご請求のみとし、紙面でのご請求額の通知はしないものとします。

第3条 解約違約金について

第2条（対象となるお客さま）（1）に定める期間内に解約した場合、やむを得ない場合を除き、解約違約金として20,000円（税別）を解約日付けにて申し受けます。

やむを得ない場合は次の要件といたします。

- (1) 引越に伴う解約
- (2) 当社とおお客様の協議に伴い、やむを得ない場合と判断した場合の解約（閉店・廃業・建物解体等）。

第4条 適用開始日および適用期間について

(1) 適用開始日

本特約の適用開始日は、電力契約の需給開始日といたします。

ただし、既に当社との需給契約があるお客さまが本特約の申込みをされた場合の適用開始日は、お客さまと当社が契約申込した月の次回検針日または計量日といたします。

(2) 適用期間

本特約の適用期間は、適用開始日から契約期間満了日までといたします。

ただし、途中解約される場合の契約期間満了日は、解約を希望された日の直後に到来する検針日または計量日の前日までといたします。

第5条 電気料金

各月の電気料金は、ホームページ掲載の電気料金単価にて算定された金額といたします。

第6条 本特約の変更

- (1) 本約款に関する非化石証書に係る約定価格の大幅な変更があったとき、一般送配電事業者の定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。

なお、当社は、本約款を変更する際には、お客さまにあらかじめお知らせするものとし、変更後の約款は当社のホームページにて掲載することで差し替えといたします。

- (2) 本約款における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、電力需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。

この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとし、変更された税率に基づき本約款を変更いたします。

この場合における本約款の変更に関する手続きは（1）と同様といたします。

第7条 その他

- (1) 本約款に定めのないその他の事項については、電力約款に定めるところによります。

- (2) 本約款および電力約款によりがたい特別な事情が生じた場合には、お客さまと当社との間で協議し、その処理にあたるものといたします。

本約款は、2021年10月1日から実施いたします。

2021年10月1日

北海道札幌市西区西野3条8丁目2番1号

株式会社どさんこパワー